

※ 別紙 1 と別紙 2 を必ずご確認ください、別紙 3 をご記入後、提出してください。

## 《別紙 1》雇用保険 失業給付金に関する健康保険被扶養者認定の注意事項

- 健康保険の被扶養者認定後、雇用保険の失業給付金を受給する方は、下記の手続きが必要です。以下の内容をご確認いただき、ご理解のうえ申請してください。

### 《 手続きについて 》

<b>基本手当日額が収入基準額を超過</b> 60歳未満 3,612円以上 60歳以上※1 5,000円以上  失業給付受給期間中は、 扶養からはずす申請が必要です。	ダイキン工業、関係会社(国内空調営業関係会社を除く)の方 ⇒ 【 EDEN-Plus 】で扶養からはずす申請
	国内空調営業関係会社の方 ⇒ 【 POSITIVE 】で扶養からはずす申請  <b>【健保への提出書類】</b> ・「被扶養者(異動)届(原本)」 ・「家族の資格確認書(原本)または健康保険証(原本)」 ・「雇用保険受給資格者証全ページ(写)」  <b>【国民健康保険へ加入】</b> ・健康保険の扶養からはずれた日から14日以内にお住いの市区町村役場で国民健康保険の手続きをしてください。
<b>基本手当日額が収入基準額未満</b> 60歳未満 3,612円未満 60歳以上※1 5,000円未満 その他認定基準を満たす場合は、 扶養継続できます。	<b>【健保への提出書類】</b> ・「雇用保険受給資格者証全ページ(写)」

別紙 2 - ②参照

退職日 ↓ 退職申込み日 ↓	別紙 2 - ①参照 ・待期間7日 ・給付制限期間(2~3か月)	受給開始日 ↓	別紙 2 - ③参照 ・受給期間中 基本手当日額が <b>60歳未満 3,612円以上</b> <b>60歳以上※1 5,000円以上</b>	別紙 2 - ④参照 受給終了日 ↓
-------------------------	--	------------	---	--------------------------

前職	← 退職日の翌日より 扶養※2可能期間	健保の扶養から外れる 国民健康保険に加入	→ 受給終了日の翌日より 扶養※2可能期間
----	------------------------	-------------------------	--------------------------

※ 上記表内の「受給」と別紙 2 における「支給」は同じ意味です。受給開始日=支給開始日

#### 【注意事項】

- ・ ※1 は、60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者である場合を含みます。
- ・ ※2 の扶養開始日は、申請書類および必要書類一式が提出され、健保組合が扶養の事実を認めた日が被扶養者認定日となります。事由発生から1か月以内の場合は事由発生日まで遡って認定します。届出の提出が遅れ、事由発生日より1か月を経過した場合は、健保組合が扶養の事実を認めた日が被扶養者認定日となります。事由発生日まで遡っての認定はできません。ご注意ください。
- ・ 受給開始日は、「給付制限期間終了日」(給付制限期間がない場合は「待期満了日」)の翌日を意味します。ハローワークでの「処理月日」や「振込日」ではありません。ご注意ください。
- ・ 失業給付金受給終了後、就職先が決まらない等、ダイキン健保の扶養認定基準を満たす場合は、再び被扶養者として扶養可能です。改めて手続きをしてください。

- 健康保険法の被扶養者の認定基準として、収入基準額が設けられています。健康保険では、雇用保険の失業給付金は収入として計算します。
  - ・ 60歳未満は、年収130万円未満 ⇒ 月額108,334円未満、日額3,612円未満
  - ・ 60歳以上※1は、年収180万円未満 ⇒ 月額150,000円未満、日額5,000円未満
- 健康保険組合は定期的に失業給付金の受給状況確認を行います。